

平塚市指定管理者制度運用の手引き

平成 1 7 年 8 月
(改訂 令和 7 年 4 月)

平塚市

目 次

1	基本的事項	1
2	標準スケジュール	4
3	条例改正（制定）	4
4	公募の手続き	5
5	選定	7
6	指定管理者の指定議決・告示	1 1
7	協定の締結	1 2
8	予算措置	1 3
9	その他	1 3
	資料 1	1 6

平塚市指定管理者制度運用の手引き

令和 7 年 4 月改訂

平成 15 年の地方自治法（以下「法」といいます。）の改正により、公の施設に係る指定管理者制度が従来の管理委託制度に替わり創設されました。平成 17 年 5 月に「平塚市の指定管理者制度導入に関する基本方針」を定め、平成 18 年 4 月から従来の管理委託を行ってきた施設などにおいて指定管理者制度導入を開始しました。

今後の新たな指定管理者の選定及び指定期間満了に伴う再選定における円滑な制度運用に資するため、これまでの経過を踏まえ、必要となる事項について定めます。

さらに、指定管理者制度運用の充実を図るため、先行事例等による検証を継続的に行い、必要に応じて見直していきます。

1 基本的事項

指定管理者制度における適正かつ円滑な事務の推進のために、次に掲げる基本的事項について、施設を主管する部局を中心に、十分な協議検討を行う必要があります。

（１）指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、公募による選定を原則とします。但し、施設の設置目的、利用実態等から公募を行わない合理的な理由がある場合は、公募によらず選定することができるものとします。

同種の施設など複数の施設を一体として管理運営を行うことで、サービス水準の維持・向上や効率化等の効果が見込める場合は、複数施設について一括して公募・選定・指定の手続を行うようにします。

また、複合施設や同一地区内の異種施設についても、一体的な管理運営により同様の効果が見込める場合は、一括での公募・選定・指定手続を行うことができます。

（２）指定期間

5 年を原則として、施設の設置目的や管理運営内容等に応じた適切な期間を検討し定めます。ただし、PPP／PFI 方式で整備運営する施設についてはその事業の期間とします。

また、施設の事情等により短期間とする必要がある場合は、必要な期間とします。

例）2 年後に施設再整備の予定があるため、2 年間とする場合

（３）業務内容の検討

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の設置目的や特性等に応じて設定します。

ア 使用許可

民間事業者の能力を活用し、効果的・効率的な公の施設の管理を実現する観点から、条例に定めるところにより使用許可、使用許可の取消しなどを委ねることができます。

イ 業務の範囲

指定管理者に委ねる業務の範囲は、利用の承認、施設の維持管理などで、各施設の設置

管理条例に規定し、業務を委ねることができます。なお、施設の修繕、機器の更新、催事などの企画運営等、詳細項目は協定に盛り込むものとします。

利用料金制を導入していない施設において使用料等の公金の収納事務を指定管理者に委ねる場合には、地方自治法施行令第 158 条第 1 項に基づき、協定とは別に委託契約の締結をします。

また、次に掲げる行為は本市のみが行うことができるものであり、指定管理者に行わせることはできません。

- ・使用料の督促、滞納処分等（法第 231 条の 3）
- ・施設の目的外使用許可（法第 238 条の 4 第 7 項）
- ・不服申し立てに対する決定（法第 244 条の 4）

なお、指定管理者が、清掃や警備等の個々具体の業務を第三者に再委託することは可能ですが、全ての業務を一括して再委託することはできませんので、禁止事項として協定に盛り込むとともに、部分的な第三者委託については、書面にて本市の承認を得ることを原則とします。これにより第三者委託を実施する場合は、請負業者や指定管理者に任せきりにすることなく、施設主管課がその実態（契約内容・履行内容等）を必ず把握し、個別に状況を確認する必要があります。

ウ 自主事業

指定管理者の提案等による管理運営業務以外の自主的な事業については、「自主事業」として実施することができます。自主事業を行う場合、指定管理者は実施前に市へ事業計画書、収支予算書等を提出します。市は、当該事業計画書等の内容が、当該施設での自主事業として適切か判断し、適切である場合は、承認を行います。当該収支は、指定管理業務に係る収支とは別とし、その上で、指定管理者が自主事業に係る参加者負担金（実費程度）を設定することは差し支えありません。また、残額が発生した場合の当該残額の取扱い、市と協議の上、事前に決定しておきます。なお、自主事業に係る費用及び損失等は全て指定管理者が負うものとし、指定管理料からの補填は出来ません。

（４）指定管理者の収入

指定管理者が管理運営を行うための経費として、本市では大きく 3 つの収入を想定しています。

ア 指定管理料

指定管理料は、過去の管理実績や利用料金収入との関係のほか、類似施設の経営情報なども考慮して、募集要項及び業務内容説明書等の水準を確保するために必要な経費を算出します。1 年間の指定管理料は、指定管理者と施設主管課とで内容等を慎重に協議し、最終的には、支払方法、精算対象及び方法等と合わせて年度協定書に規定します。

イ 利用料金

指定管理者の自立的な経営努力の発揮や指定管理者及び市の会計事務の効率化を図るため、条例に定められた範囲内の利用料金を指定管理者の収入とすることができます。（利用料金制）

ただし、この場合も、各施設の設置管理条例の中に定めた基本的な枠組み（利用料金の

金額の範囲、算定方法等)の中で、かつ、自治体の代表者である長の承認が必要であり(法第244条の2第9項)、公益上必要があると認める場合以外は、指定管理者が自由に利用料金を設定できるわけではありません。

なお、利用料金の採用に当たっては、想定外の利用者数の増減による利用料金収入の増減への対応や前払い分の帰属、回数券等活用時の取扱いなどについて、あらかじめ設定しておく必要があります。

ウ その他収入

利用者のコピー機等使用代金※、指定管理料を原資とする預金利息、その他指定管理業務に係る事業等(自主事業を除く)実施時における参加者負担金(実費程度)等については、「その他収入」として指定管理者の収入として計上します。ただし、当該収入の設定に当たっては、施設主管課と料金設定等について協議します。収入実績については必ず決算報告を行うとともに、年度当初から見込まれるものについては、必ず収支予算書に記載するものとします。

※コピー機等の設置及び維持管理経費を指定管理料から支出している場合

(5) 指定管理料の返還

指定管理者は、年間の事業計画書等で規定した業務を実施しなかった場合や、市で規定した職員の配置がされていない場合等は、指定管理料の当該経費に係る分の返還を市にすることとし、これに係る規定を協定に盛り込むことを原則とします。

また、光熱水費や修繕料等、市が負担する必要があると認める経費については、施設の利用者の状況等を考慮して、施設毎に精算項目を設定します。この場合、原則として残金が生じた場合は返還し、不足のある場合には市が補填することとなります。このため、精算項目については、費目ごとの明確な支出状況の把握が特に必要不可欠であることから、施設主管課は指定管理者に対し、領収書等の提出を求めるなどして、支出状況の確認をすることが必要です。

上記以外で適正な管理運営のもと、指定管理料の残額(剰余分)については、制度の趣旨に則り、指定管理者の経営努力として評価できるため、指定管理者の利益とし、逆に経費が不足することとなった場合の補填はしないこととします。このため、施設主管課は指定管理者の収支予算と収支決算の差額を把握し、適正な経営努力による残額(剰余分)であることの確認をする必要があります。

《指定管理料のイメージ》

指定管理料 + 利用料金 + その他収入	経費(精算による返還の対象外)		光熱水費、修繕費、 原材料等	
			剰余分	剰余・不使用分
事業実績 (精算)	事業経費		指定管理者 の利益	事業経費
				市へ 返還

2 標準スケジュール

指定管理者制度の適用に当たっては、条例の改正（制定）、公募、選考、指定議案の上程、指定議決、協定協議及び締結など、多くの手続を経ることから、十分な期間を確保した中で進めていく必要があります。このことを踏まえ、標準的なスケジュールの例（公募の場合）を次に示します。

年	月	主な項目	
**	～ 3	制度適用・再選定に向けた準備 条例案等調整	課題整理 業務の範囲等検討
**	4	適用手続き等準備	庁内ヒアリング
	5	募集要項案等調整	（制度運用面・予算面）
	6	条例改正又は条例制定の議決	
	7	公募の周知	広報紙、ホームページ
	8	指定管理者の募集・説明会	募集要項等配布・公表 現場説明会、申請受付 暴力団排除の確認
	9		プレゼンテーション
	10	候補者の選定	選定等委員会
	12	指定管理者指定・債務負担行為の 議決	
**	1	指定管理者との協議	
	2	移行・引継準備	
	3	指定管理者との協定締結 予算議決	
	4	管理運営開始	

3 条例改正（制定）

指定管理者制度を適用する施設については、それぞれの施設の設置条例に指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定を設けるほか、次の事項を規定する必要があります。

（１）指定管理者の指定等（法第 244 条の 2 第 4 項）

法 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者制度の導入においては条例の定めるところにより、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものと規定されていることから、本市においても、次に掲げる事項を条例に規定します。

ア 指定の手続等

(ア) 指定管理候補者の選定は原則公募とします。

(イ) 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則の定めにより、市長に申請しなけれ

ばなりません。

(ウ) 指定管理者の選定の基準を次のとおり定めます。

- ・住民の平等利用の確保
- ・施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減を図る事業計画であること
- ・事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること

(2) 管理の基準（法第 244 条の 2 第 4 項）

休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件、個人情報の取扱いなどを定めます。

(3) 業務の範囲（法第 244 条の 2 第 4 項）

施設の使用許可権限の有無、施設・設備の維持管理等の範囲などを定めます。

4 公募の手続

指定管理者制度の適用に当たっては、施設の設置目的や利用実態等から公募を行わない合理的な理由がある場合を除き、原則として、公募により指定管理候補者を選定します。

(1) 募集要項

施設主管課は、指定管理者の公募に際して必要となる募集要項を作成します。募集要項の作成に当たっては、施設の設置目的に照らして、施設運営により達成すべき目標、運営方針を明確にするとともに、業務内容を精査した上で、指定管理者の業務とする範囲、管理の基準の検討を行い、具体的な内容を明示します。

主な項目…施設の設置目的、施設の概要、指定管理者が行う業務（運営、維持管理等）、指定期間、利用料金制、応募に関する事項（応募資格、応募方法、応募期間、応募窓口）、説明会の実施、質問の受付及び回答、審査及び選定に関する事項、協定に関する事項、選定結果の公開に関する事項、法人税等に関する事項、提出書類に関する事項

なお、募集要項の他に業務内容説明書等にて、公募に当たって必要な情報提供を行います。

(2) 公募の方法

選定はプロポーザル方式（提案の中から総合的に評価して候補者を選定）により行うものとし、公募の周知は広報紙及び市のホームページ等を活用して行い、公募予定施設及び時期について可能な範囲で事前の情報提供をします。また、募集要項等公表後の早い段階で現場見学会及び説明会を開催し、欠席した団体は失格とすることができます。

募集要項等の公表から応募申請締切までの公募期間は、原則として 45 日以上として、この間に資料提供、説明会、受付等を行います。なお、応募予定者（応募者）からの質問等に対し、必要な場合は全員に回答します。

(3) 申請者の資格

指定管理者となることができる団体について、法の制限はありません。また、公の施設の設置目的によって、指定管理者となりうる団体は異なり、一律に定めることはできません。そのため、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、公の施設ごとに決定するものとします。なお、「特別職等の申請の制限」、「団体所在地による申請の制限」及び「暴力団等の排除」についての基本的考え方は、次のとおりとします。

ア 特別職等の申請の制限

原則として、次に該当する者は応募できないものとし、募集要項に盛り込むこととします。

(ア) 特別職等にある者（長、副市長、教育長及び議員）が、法で規定されている「無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たる」の立場にある場合

(イ) 特別職等の親族について、「配偶者及び2親等内の同居の親族」に該当する者

＊申請制限の解釈について

指定管理者の「指定」は、行政処分的一种と解釈されており、法律上の契約ではありません。したがって、法第234条の契約に関する規定には該当せず、同条に規定されている「入札」の対象となりません。

また、地方公共団体から管理権限を指定管理者に委任することにより、当該地方公共団体の代わりに管理を行うものであり、両者取引関係が成立するものではなく、「請負」にも該当しないと解釈されています。このことから、法第92条の2及び第142条の兼業禁止の規定は適用されず、長や議員が経営する会社も指定管理者になることは排除されていません。

しかし、長は指定管理者の「指定」に関わり、また、議員は「指定議決」に関わるという立場にある中で、

- ・市民に対する透明性、公平性の確保
- ・長や議員からの影響力を排除し、政治的中立性を確保

という大きく2つの観点から、特別職等にある者と、特別職等の親族について応募できないものとするものです。

なお、上記の考えを基本原則としますが、導入施設の性格、目的等から、欠格条項を盛り込まないことに相当の理由がある場合は、説明責任を十分果たした上で、盛り込まないことができるものとします。

イ 団体所在地による申請の制限

指定管理者制度導入の主たる目的は、市民サービスの向上や民間のノウハウを活用した効果的な管理運営です。さらに、指定管理者制度の活用によって地域の振興及び活性化、地域における雇用の創出も期待されることから、公募における競争性を考慮した上で、これらの効果が、指定管理者制度の目的達成と併せて達成できると判断する場合、市内の団体等に限定することができます。

また、「市内の団体」とは、施設管理を行うに当たり、緊急な事態等に対して速やかな対応が図れるなど、本市との連絡を密にすることが必要不可欠であるとの認識に立ち、本拠地は市外であっても、市内に事務所を有する団体又は開設する予定の団体とします。

ウ 暴力団等の排除

公の施設の管理運営を任せる指定管理者の業務が、暴力団活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあつてはその役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）による指定管理候補者への申請制限やその他の必要な措置を講ずるものとします。

（４）申請書類の提出及び受理について

応募者が申請を行うときは、申請書その他必要書類を書面で提出するものとし、提出期限は募集要項記載のとおりとします。

また、応募者受付に当たっては、応募者の有無についての照会には一切応じません。

5 選定

指定管理候補者の選定手続きの公平性・透明性を確保するため、「平塚市指定管理者選定等委員会規則」に基づき、庁内に指定管理者選定等委員会を設置します。

平塚市指定管理者選定等委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の評価に関すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (4) その他指定管理者制度に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定管理者制度に関する識見を有する者
- (2) 副市長
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による委嘱又は任命は、審議する事案（以下「事案」という。）ごとに行うものとする。ただし、市長が複数の事案を一括して審議することが適当と認めるときは、この限りでない。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該事案の審議が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その事案について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等内の親族が代表者となっている団体又は直接の利害関係のある団体に関係する事案については、その審議に加わることができない。

(部会)

第8条 委員会は、部会を置く。

2 部会は、第2条第2号に掲げる事項について審議する。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策部資産経営課で処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(1) 公募により選定する場合

ア 指定管理候補者の選定は、応募者によるプロポーザルを実施し、指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）が、提出された申請書、事業計画書等を審議して行います。

イ 指定管理候補者の選定は、委員会の委員長、副委員長、委員及び臨時委員（以下「委員」と総称する。）が審査項目を評価し、その評価結果を総合的に勘案して行います。

ウ 審査項目は、「指定管理者選定標準審査項目」（資料1参照）に基づき施設ごとに設定します。

(ア) 大項目は、指定管理者選定の基本的な要素である「Ⅰ 市民サービスの向上」、「Ⅱ 収支計画、効果的・効率的な管理運営」、「Ⅲ 申請団体に関すること」とし、各大項目にはそれぞれ公の施設全般に共通する指定管理者に求める視点として中項目を設定しています。

(イ) 小項目は、中項目に対する審査の視点として設定しており、施設全般に共通となる共通項目と、施設主管課の判断により、各施設の設置目的及び特性を踏まえて設定する個別項目により構成します。施設主管課の判断で小項目に個別項目を追加する場合は、他の審査項目の評価の視点と重複しないよう、十分に留意する必要があります。

(ウ) 採点は小項目単位で5段階評価により行います。

エ 評価方法は、各委員による採点を行い、その合計得点を選定基準と照らし合わせるこ

により指定管理候補者を選定するものとします。また、応募が1団体のみだった場合でも、同様に評価を行い、選定基準と照らし合わせ、選定するものとします。

(ア) 小項目ごとに5段階で評価をします。各委員の配点合計は200点満点を原則とします。

(イ) 各大項目の配点は次のとおりとします。

- | | |
|----------------------|----------|
| I 市民サービスの向上 | …100点 満点 |
| II 収支計画、効果的・効率的な管理運営 | …60点 満点 |
| III 申請団体に関すること | …40点 満点 |

中項目の配点については、指定管理者選定標準審査項目（資料1）に記載している配点を標準とします。施設主管課は、施設特性や業務内容等に応じて、小項目の各項目の配点や個別項目の設定を行い、各中項目に設定している配点を調整し決定します。ただし、各中項目の配点は10点を下限とします。なお、各中項目の配点を調整し変更した場合でも、大項目の配点（I 100点、II 60点、III 40点）は変更できません。

(ウ) 選定基準は、次のとおりとします。

a 第1基準（候補者基準）

各委員の採点結果において、得点を配点の6割（120点）以上とした委員が過半数であり、かつ、全委員の得点を合計した総得点が配点合計の6割以上となった団体を候補者とします。

b 第2基準（指定管理候補者基準）

候補者の中で、最高得点の団体を指定管理候補者とします。最高得点団体が複数存在する場合は、施設の設置目的等を踏まえ、委員の意見を集約して指定管理候補者を1団体に絞り込みます。

一団体へ絞り込む方法としては、最高得点と最低得点を除いた得点結果を比較することなど、委員会で再協議するものとします。

オ 委員会の会議は、非公開とします。

カ 指定管理候補者の選定結果については、すべての応募者に通知するとともに、市のホームページを通じて公表します。

キ 指定管理候補者の選定後、事情により当該候補者を指定しないこととした場合、応募が複数の時には、次順位の候補者を繰り上げて指定管理候補者とし、応募が1団体のみであった時には、公募をやり直すか直営とするか選択を行うこととします。

(2) 公募によらない場合

公募によらず指定管理者を選定する場合には、施設主管課は、選定予定の団体からの指定申請書等（団体概要、事業計画書、収支予算書など）を踏まえ、委員会に対し選定の理由等を説明し、助言を得るものとします。ただし、必要に応じて、選定予定の団体に出席を求めることができるものとします。

以下のような場合には、委員会による審査を経ずに施設（事業）主管課において審査を行い、指定管理者の候補者を選定することができます。ただしこの場合、施設（事業）主管課が作成する個別の委員会等の規則において、平塚市指定管理者選定等委員会

規則を同時に改正するなど規程上の整合を図り、定める事項に漏れがないよう留意する必要があります。

また、資産経営課をはじめ関係する各課との事前協議を行うものとします。委員会による審査を経ない場合には、委員会での審査の場合以上に提案書や事業計画書等の情報や選定理由を積極的に公表することで、客観性・透明性を確保するよう努めます。

ア PFI 法の活用による長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間指定管理者の役割を担うべき者が当該契約により限定されている場合

※「PFI 法の活用による長期契約を前提とした事業方式等」による場合は、PFI 法に基づいて公の施設の整備等（公の施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業を実施する民間事業者は、同法に基づいて既に公募の方法等により選定された事業者であることから、重ねて公募を行う必要がなく、また、同法により公の施設の管理に関することも含めて事業計画を策定し、又は協定を締結することが認められていることから非公募とします。

イ 公の施設を民間施設の中に、又はこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は経済的観点から明らかに合理的な場合

※民間施設と一体的な施設であっても、施策推進上の理由から、個別に公募することを妨げるものではなく、公募を行う場合は、経済的負担が最小となるよう考慮します。

ウ 施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合

※施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合とは、何らかの理由により、指定管理者の取り消しを行ったが施設の利用状況等からすぐに指定を行う必要がある場合等がこれに該当します。緊急に指定管理者を指定する場合には、指定期間を 1 年以内とします。

エ 市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合

※市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合とは、以下のような施設が該当すると考えられます。

- ・市の展開する主要施策と密接不可分であり、当該施設における事業の規格・立案等を施設管理者と本市が一体となって実施する必要がある施設
- ・市の施策目的に照らし、長期的な視野に立った事業運営、人材育成、ノウハウの蓄積を特に必要とする施設

※指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上及び効果的な管理運営を図ることにあります。施設管理が主体の施設など、幅広く担い手の存在する施設に対し安易にこの事由を適用することは、本来の制度趣旨とは異なることに留意してください。

※また、この事由を適用する場合に限らず、非公募により指定管理者を選定した施設であっても、その後の社会経済環境等の変化により施設のあり方が変わる可能性もあります。このため、非公募とすることの妥当性を指定期間ごとに十分に検証してください。

オ 法人格に重要な変更がある場合

指定管理者となっている団体等の統廃合等による法人格の変更があった場合は、指定の取消しを行い、再度、指定の手続きが必要となります。法人等の変更の判断は、団体等の目的、性格、財産、人員等を考慮の上、行うものとします。

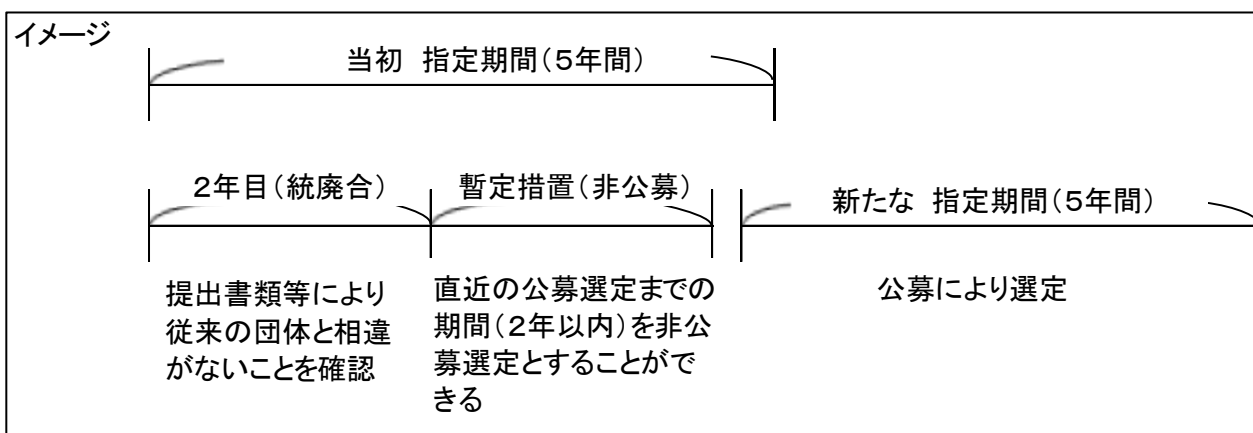
なお、このような法人格の変更等が予定されている場合、施設（事業）主管課は、指定管理者から速やかに情報提供を受け、事前に資産経営課へ対応について相談することとします。

（例）従来の団体と相違がないと確認するために提出を求める必要な資料

- （１）事業計画書
- （２）定款又はそれに類するもの
- （３）法人登記に係る全部事項証明書
- （４）その他市が必要と認める書類 等

団体等の統廃合等について、従来の団体と大きな相違がないことが確認され、非公募選定により再度指定の手続をする場合には、あくまでも暫定的な措置とし、非公募による指定の期間は次回の公募選定までの期間（２年以内）とし、その後の指定は公募により選定するものとします。公募選定のための委員会に諮るタイミングについては、施設主管課と資産経営課で協議の上で速やかに決定するものとします。

代表者や住所変更等の簡易な変更があった場合には、変更届で対応します。



6 指定管理者の指定議決・告示

指定管理候補者を選定したときは、法第244条の2第6項に基づき、原則として、選定後直近の議会での議決を得ることとします。議決を要する事項は、①指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、②指定管理候補者の名称、③指定期間です。

なお、議会で指定管理者の指定議決を得た後は、施設の設置管理条例の規定に基づき、遅滞なくその旨を告示します。

また、選定等委員会で指定管理候補者として選定された団体が、議会での議決の結果、指定管理者として指定されないことも想定されます。その場合、次点候補者がいる場合にはその団体を候補者として議会に諮るのか、又は、不指定通知を行った上で再度公募・選定手続を行う

のか、あらかじめ検討しておく必要があります。

7 協定の締結

議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定した後、施設の管理運営全般について協定を締結します。指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、毎年度取り決める必要がある事項については年度協定とします。

なお、以下の主な協定項目以外についても、想定される項目については、協定に盛り込むよう努めます。

◎主な協定項目

・業務の範囲に関する事項

〔当該施設の管理運営に関する業務など〕

※ 業務内容説明書・業務一覧表等の併用により具体的に記載

・会計区分に関する事項

〔指定管理業務独立会計の原則、指定管理業務用口座設定の原則など〕

・連絡調整に関する事項

〔月例会議開催の原則、連絡調整内容など〕

・返還金に関する事項

〔債務不履行等に係る指定管理料の返還など〕

・事業計画書等に関する事項

〔事業計画書の提出と確認 管理運営に係る実施事項など〕

・利用料金に関する事項

〔利用料金制の採用又は不採用 不採用の場合の使用料の収納について 使用料減免の扱いについてなど〕

・市が支払うべき管理の費用に関する事項

〔支払額、支払回数、支払月、精算項目の設定、精算項目間流用など〕

・事業報告に関する事項

〔毎年度及び事業終了後提出する事業報告の内容、時期など〕

・指定の取消し及び管理の業務停止に関する事項

・管理に関し保有する情報の公開に関する事項

〔指定管理者の業務状況、施設の管理状況等について、積極的に情報公開を行うよう求めるもの〕

・管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

・施設の管理運営状況を監視・評価するためのモニタリング

・施設利用者の満足度を調査し、報告する事項

〔指定管理者による利用者アンケート調査の実施 指定管理者による管理の実態把握、制度導入の効果の評価測定など〕

・損害賠償等に関する事項

〔リスク分担（災害等の発生、施設損傷、第3者への賠償など）〕

- ・権利・義務の譲渡の禁止に関する事項

〔全ての業務を第三者に再委託はできないという禁止事項など〕

- ・災害発生時における避難施設等として優先使用する事項

〔使用期間における利用料金制の補償はしないなど〕

8 予算措置

債務負担行為の設定

指定管理者による指定期間を複数年とする場合、次年度以降にわたって支出を伴うものになりますので、債務負担行為の設定をすることになります。(法第 214 条)

9 その他

(1) 情報提供

指定管理者の指定の告示、移行施設での掲示など市民等への十分な情報提供に努めます。

(2) モニタリング・監査

指定管理者による施設の管理運営に関し、協定等に沿って適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどを利用者アンケートや現地調査等を通じて把握し、管理運営状況の評価を行い、必要に応じて改善に向けた協議や指示を行うため、「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」に基づき、モニタリングを実施します。ただし、5 (2) ア～エにより、施設（事業）主管課が平塚市指定管理者選定等委員会を経ずに指定管理者の候補者を選定した場合には、施設（事業）主管課の責任のもと、独自にモニタリングを行うことができます。

また、法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査において、指定管理者も施設主管課と一緒に出席を求められるので、その旨を募集要項等に明示するものとします。

(3) 指定の取消し又は業務の停止

指定管理者が、協定項目に係る改善指導に従わない場合や管理継続が適当でないと認めるときは、指定管理者選定等委員会の審議を経て、指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。指定管理者を取り消された団体は、当該施設の指定管理者となることができないものとします。また、辞退及び撤退をした団体は、その日から 3 年間当該施設の応募はできないものとします。

さらに、指定管理者が関係法令、基本協定及び年度協定に違反した場合又は指定管理者の責めに帰する事由により協定で定めた指定期間の指定管理業務が履行できなくなった場合は、指定管理者は市に対し違約金を支払うものとします。

なお、納付額（率）や納付方法については、当該指定管理施設の態様、指定管理料等を勘案し、協定書で定めるとともに、募集要項においても取消し等の対応や指定管理者の取消し等があった場合には違約金の支払が必要になる旨を記載することとします。同じく、吸収合併等により指定の取り消し等を行う場合にもその状況に応じて違約金が生じることがある旨を記載することとします。

◎標準基本協定書では違約金の割合を「年度協定書に規定する額の10分の1に相当する額」としています。この割合根拠は、本市『請負・委託【長期継続契約】契約約款』の違約金条項を準用しています。

（４）地域の活性化の促進

指定管理業務の推進に当たり、市内事業者の活用や市民の雇用に配慮します。例えば、指定管理者が実施する修繕等の発注、物品又は役務調達に当たっては、適正な履行の確保を図ることができる範囲において、可能な限り、平塚市内の企業等を活用することとします。

（５）暴力団等の排除

平塚市暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団又は暴力団経営支配法人等を指定管理者からの排除を厳格に行う必要があることから、次年度事業計画の提出時に、指定管理者である法人又は団体の全役員の住所等を記載した書類を提出させ、暴力団又は暴力団経営支配法人等でないことを確認することとします。

（６）各種法令の遵守、労働条件等への配慮

指定管理者の管理運営に当たっては、各種法令等の遵守並びに本来指定管理者による管理の範囲となるが、指定管理者が雇用する従業員の労働環境・条件、障害者雇用率制度の法定雇用率についても適切な配慮がなされるよう対応します。

（７）適切な業務履行確認

施設主管課は法定の事業報告書以外に、年間作業計画表、月例報告書、第三者委託に係る報告書等の提出を求め、適切に指定管理業務の履行確認を行います。これらによる履行確認では不十分な場合は、立入検査の実施や、追加資料の提出を求めるなどの措置も必要となります。

（８）人権への配慮

指定管理者による施設の管理運営を行っていても、市民や利用者にとって市の施設であることに変わりありません。指定管理者は公の施設の管理者であることを常に意識し、市民や利用者に対する接遇の向上に努めます。各施設の利用者は年齢や性別、障害の有無等多岐にわたります。指定管理者は利用者の基本的人権に配慮し、業務従事者の啓発や知識習得を図るため年1回程度研修を行うこととします。

（９）施設の電力調達

これまで、電気供給は地域の電力会社である一般電気会社が独占的に行ってきましたが、平成7年より電気事業制度改革が実施されたのを機に、平成12年から順次、小売部門の自由化が進み、平成28年4月からは電力の小売全面自由化が実施され、特別高圧及び高圧区分のみならず、低圧区分の家庭や商店などにおいても電力会社や料金メニューなどを自由に選択することが可能となっています。

本市では、環境配慮や財政健全化に寄与することを目的として、平成24年に「平塚市公共施設電力調達に関する基本方針」を定めるほか、環境に配慮した電力契約を推進していくこととしており、その一環として電力の地産地消事業を推進しています。

指定管理者制度導入施設においては、原則、指定管理者が電力調達を行います。各施設主管課においては、本市が定めた基本方針に配慮するよう、募集要項や協定書等に明記するとともに、積極的な情報提供を行うなど、施設の管理運営に係る市の負担軽減に努めること

とします。

（１０）災害等の対応

本市の公の施設は、平塚市地域防災計画（以下「防災計画」という。）において、避難所等として使用目的等が定められる等、災害対応の拠点として重要な役割を担うことが想定されます。

また、防災計画で使用目的等の定めがない施設であっても、被災状況等によっては市の指示により施設を応急使用することが考えられます。このことから、災害が発生した場合に備えて、公の施設の管理者である指定管理者が担う役割を可能な限り明確にしておく必要があります。

ア 基本的な考え方

防災計画で使用目的等が定められている施設においては、災害時には市からの指示により施設の一部又は全部について、避難所等として使用することがあります。

避難所等として使用する場合や施設の被災状況によっては、業務内容の一部又は全部を実施できなくなることも想定されます。

施設の防災計画上の位置付けや災害時の施設の役割、業務内容の一時停止等について、募集要項や基本協定書等に明記するとともに災害時における対応等を整理しておく必要があります。

イ 平常時の備え

災害が発生した場合に備え、災害時に指定管理者が担う役割を明確にしておくとともに、災害への対策が迅速かつ円滑に行えるよう日頃から指定管理者との協議や意見交換等を行い、必要な指示を行います。

指定管理者は、災害時のマニュアルを整備し、職員に研修等により周知するとともに必要な訓練を実施することにより、利用者の安全確保対策や設備等の整備・点検を行います。

ウ 避難所等の開設及び運営の協力

防災計画で避難所等に定められている施設について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において施設が避難所等として使用される場合は、市の指示に従い指定管理者に避難所等の開設及び運営に協力を求めます。防災計画で避難所等に定められていない施設においても、市が緊急的に避難所等として使用する可能性を考慮し、必要に応じてその開設や運営の協力を努めるよう要請します。ただし、避難所等の開設や運営の主体は市であることに留意し、合理的な期間や経済的負担を超えた負担を指定管理者に負わせることは適切ではありません。

また、施設の特性に応じて、公の施設の管理運営に関する基本協定書とは別に避難所等の運営に関する協定書を締結する方法も考えられます。

エ 費用負担

災害等への対応により発生した費用負担については、市と指定管理者との協議により決定することとします。協議においては、避難所等の開設及び運営の協力によって新たに負担する必要が生じた費用や、災害等への対応に伴い不要となった費用等を考慮することとします。

Ⅲ 申請団体に 関すること	40	1 経営方針、財政基盤	20	○ 申請団体の経営方針、コンプライアンス、環境配慮等については受託者としてふさわしいか。（得点：評価×）	
				○ 長期間確実に管理運営を行える安定的な財政基盤を有しているか。（得点：評価×）	
				●（個別項目を設定する場合は記載）	
		2 団体構成、実績、 地域関連性等	20	○ 業務を遂行できる適切な団体構成と役割分担であり、当該施設、類似施設における業務経験や指定管理者としての実績があるか。（得点：評価×）	
				○ 市内に事業所等がある他、本市の施策に合致する取組の推進、多様な連携や支援が可能な状況にあるか。（得点：評価×）	
				●（個別項目を設定する場合は記載）	

合 計	200	採点、配点調整、項目設定について
		① 小項目ごとに5段階評価により採点します。得点は審査内容を考慮し、項目ごとに評価に倍率を乗じて算出（傾斜配点）します。 ② 大項目の配点（Ⅰ100点、Ⅱ60点、Ⅲ40点）は、原則変更できませんが、個別項目の設定による小項目の配点変更及び傾斜配点の再設定については、施設主管課の判断で可能とします。 ③ 施設主管課の判断で小項目に個別項目を追加する場合は、他の審査項目の評価の視点と重複しないよう、十分に留意してください。

◇改訂経過◇

平成20年4月…選定基準 改正
平成20年7月…評価項目（共通）〈資料1〉 改正
平成21年8月…平塚市指定管理者選定等委員会設置要綱 改正
〃 …モニタリング 追加
平成22年7月…事務取扱事項の改正
〃 …平塚市指定管理者選定等委員会設置要綱 改正
〃 …評価項目（共通）〈資料1〉 改正
平成24年4月…暴力団員等の排除事項の追加
平成25年4月…指定管理料・精算項目の設定 追加
〃 …業務の範囲 改正
〃 …平塚市指定管理者選定等委員会設置要綱を規則に改正
〃 …公募により選定する場合 改正
〃 …各種法令の遵守、労働条件等への配慮 追加
〃 …評価項目（共通）〈資料1〉 改正
平成26年6月…公募により選定する場合 改正
平成27年6月…公募により選定する場合 改正
〃 …審査項目基準表（共通）〈資料1〉 改正
平成28年3月…指定管理者の収入に「その他収入」 追加
平成28年6月…自主事業 改正
〃 …利用料金 改正
〃 …その他収入 改正
〃 …指定管理料の返還 改正
〃 …標準スケジュール 改正
〃 …公募により選定する場合 改正
平成28年12月…指定管理者の選定 改正
〃 …業務の範囲 改正
〃 …指定管理料の返還 改正
〃 …協定の締結 改正
〃 …適切な業務履行確認 追加
平成30年2月…公募により選定する場合 改正
〃 …公募によらない場合 改正
〃 …モニタリング 改正
〃 …地域の活性化の促進 追加
〃 …人権への配慮 追加
〃 …施設の電力調達 追加
〃 …審査項目基準表（共通）〈資料1〉 改正
平成31年2月…指定期間 改正
〃 …公募により選定する場合 改正
〃 …公募によらない場合 改正
〃 …指定管理者の指定議決・告示 改正
〃 …モニタリング・監査 改正
〃 …指定の取り消し又は業務の停止 改正
〃 …各種法令の遵守、労働条件等への配慮 改正
令和2年2月 …災害等の対応 追加
令和7年4月 …申請書類の提出及び受理について 改正
〃 …公募により選定する場合 改正
〃 …モニタリング・監査 改正